

第6章

各種施策の基盤となる施策及び 国際的取組に係る施策

第1節 政府の総合的な取組

1 環境基本計画

第六次環境基本計画（2024年5月閣議決定）では、環境保全を通じた「ウェルビーイング／高い生活の質」の実現を最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指しています。今後の環境政策の展開に当たっては、個別分野の環境政策、また環境以外の分野の政策と環境政策との統合により相乗効果（シナジー）を発揮させ、環境負荷の総量削減、「新たな成長」の視点を踏まえ、経済社会の構造的な課題の解決にも結びつけていきます。そのため、6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）を設定し、それらに位置付けられた施策を推進するとともに、環境リスク管理等の環境保全の取組は、個別分野の重点的施策として揺るぎなく着実に推進していきます。

環境基本計画の着実な実行を確保するため、2025年度において中央環境審議会は、重点戦略、個別分野の重点的施策等について、関係府省からのヒアリングの実施等により個別施策の進捗状況を点検することとしています。

2 環境保全経費

政府の予算のうち環境保全に関係する予算について、環境省において見積り方針の調整を図り、環境保全経費として取りまとめます。

第2節 グリーンな経済システムの構築

1 企業戦略における環境ビジネスの拡大・環境配慮の主流化

グリーンな経済システムを構築していくためには、企業戦略における環境配慮の主流化を後押ししていく必要があります。具体的には、環境経営の促進、サービサイジング、シェアリングエコノミー等新たなビジネス形態の把握・促進、環境デュー・ディリジェンスの推進、グリーン購入・環境配慮契約の推進、グリーン製品・サービスの国際展開を行います。

2 金融を通じたグリーンな経済システムの構築

環境・経済・社会が共に発展し、持続可能な経済成長を遂げるためには、長期的な投資環境を整備し、ESG金融を含むサステナブルファイナンスを促進していくことが重要です。このため、投資家を始めとする関係者に対しESG情報等の理解を促すとともに、企業価値の向上に向けて環境情報の開示

に取り組む企業の拡大及び企業が開示する情報の質の向上を図ります。

具体的には、環境情報と企業価値に関する関連性に対する投資家の理解の向上や、金融機関が本業を通して環境等に配慮する旨をうたう「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」に対する支援等に取り組めます。

また、産業と金融の建設的な対話を促進するため、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）に賛同する企業等により設立された「TCFD コンソーシアム」の活動の支援やシナリオ分析等を含めたTCFD報告書等に基づく開示支援等を通じて、企業や金融機関の積極的な情報開示や投資家等による開示情報の適切な利活用を推進していくとともに、産業界と金融界のトップを集めた国際的な会合の継続的な開催を通じて我が国の取組を世界に発信していきます。

また、金融・投資分野の各業界トップと国が連携し、ESG金融に関する意識と取組を高めていくための議論を行い、行動する場として「ESG金融ハイレベル・パネル」を定期的を開催するとともに、ESG金融に関する幅広い関係者を表彰する我が国初の大賞である「ESGファイナンス・アワード」を引き続き開催します。

さらに、株式会社脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給を通じて民間投資の拡大を図るとともに、脱炭素機器のリース料の補助によるESGリースの促進、バリューチェーンの脱炭素化や地域の脱炭素化に資する融資に対する利子補給等により、再生可能エネルギー事業創出や省エネ設備導入に向けた取組を支援します。

あわせて、グリーンボンド等の調達に要する費用に対する補助及び資金調達促進に向けた積極的な支援の実施や、国内におけるグリーンファイナンスの実施状況等のESG金融に関する情報の一元的な発信（グリーンファイナンスポータル）、ガイドラインの内容充実化等の市場基盤整備等による資金調達・投資の促進、地域金融機関のESG金融への取組支援等を引き続き実施していきます。加えて、GX・金融コンソーシアム「Team Sapporo-Hokkaido」の枠組みに基づく取組を推進します。

以上により、金融を通じて環境への配慮や環境プロジェクトの推進に適切なインセンティブを与え、金融のグリーン化を進めます。

3 グリーンな経済システムの基盤となる税制

脱炭素や循環経済、自然再興に資する環境関連税制等のグリーン化を推進することは、企業や国民一人一人を含む多様な主体の行動に環境配慮を織り込み、環境保全のための行動を一層促進することにつながることをもって、グリーンな経済システムの基盤を構築する重要な施策です。こうした環境関連税制等による環境効果等について、諸外国の状況を含め、総合的・体系的に調査・分析を行い、引き続き税制全体のグリーン化を推進します。

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例については、その税収を活用して、エネルギー起源CO₂排出抑制の諸施策を着実に実施します。

第3節 技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等

1 科学技術・イノベーションの開発・実証と社会実装の施策

(1) 統合的な環境研究・技術開発の推進

脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築や、安全確保に資する研究開発等を実施します。加えて、国際的なニーズである環境収容力や国内や地域での需要側の暮らしのニーズを把握した上で、将来及び現在の国民の本質的なニーズを踏まえたイノベーションの創出を目指し、環境・経済・社会の統合

的向上の具体化、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブの各分野及び複数領域に関連する統合的な研究・技術開発や、安全・安心等に資する研究・技術開発、また、自然科学のみならず人文・社会科学も含めた総合知の活用に資する研究・技術開発を実施します。

その際、特に以下のような研究・技術開発に重点的に取り組み、その成果を社会に適用します。

ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブを目指す中長期の社会像がどうあるべきかを不断に追究するため、環境と経済・社会の観点を踏まえた、統合的政策研究を推進します。

また、ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブに係る複数の課題に同時に取り組むWin-Win型の技術開発や、複数の課題の同時解決の実現を妨げるような課題間のトレードオフを解決するための技術開発等、複数の領域にまたがる課題及び全領域に共通する課題も、コスト縮減や、研究開発成果の爆発的な社会への普及の観点から、重点を置いて推進します。また、AI、IoT等のデジタル技術、量子等の先端的な科学技術、先端材料技術やモニタリング技術、DX関連技術、経済安全保障に資する技術、分野横断的に必要とされる要素技術等については、技術自体を発展させるとともに、個別の研究開発への活用を積極的に促進します。

(2) 環境研究・技術開発の効果的な推進方策

研究開発を確実に効果的に実施するため、以下の方策に沿った取組を実施します。

ア 各主体の連携による研究技術開発の推進

技術パッケージや経済社会システムの全体最適化を図っていくため、複数の研究技術開発領域にまたがるような研究開発を進めていくだけでなく、一領域の個別の研究開発についても、常に国内外の他の研究開発の動向を把握し、その研究開発がどのように社会に反映されるかを意識する必要があります。

このため、研究開発の各主体については、産学官、府省間、国と地方等の更なる連携や、同種のみならず異種の学問領域や業界・業種との連携等を推進し、また、アジア太平洋等との連携・国際的な枠組みづくりにも取り組みます。その際、国や地方公共団体は、関係研究機関を含め、自ら研究開発を行うだけでなく、研究機関の連携支援や、環境技術開発に取り組む民間企業や大学等の研究機関にインセンティブを与えるような研究開発支援を充実させます。

イ 環境技術普及のための取組の推進

研究開発の成果である優れた環境技術を社会実証・実装し、普及させていくために、新たな規制や規制緩和、経済的手法、自主的取組手法、特区の活用、シームレスな環境スタートアップ等の支援・表彰によるイノベーションの促進等、あらゆる政策手法を組み合わせ、環境負荷による社会的コスト（外部不経済）の内部化や、予防的見地から資源制約・環境制約等の将来的なリスクへの対応を促すことにより、現在及び将来の国民の本質的なニーズに基づいた研究開発を進めるとともに、環境技術に対する需要をも喚起します。また、技術評価の導入や信用の付与等、技術のシーズをひろい上げ、個別の技術の普及を支援するような取組を実施します。

ウ 成果の分かりやすい発信と市民参画

研究開発の成果が分かりやすくオープンに提供されることは、政策決定に関わる関係者にとって、環境問題の解決に資する政策形成の基礎となります。そのためには、「なぜその研究が必要だったのか」、「その成果がどうだったのか」、「どのように環境問題の解決に資するのか」に遡って分かりやすい情報発信を実施します。また、研究成果について、ウェブサイト、シンポジウム、広報誌、見学会等を積極的に活用しつつ、広く国民に発信したり関係者と対話したりすることを通じて成果の理解促進を更に強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルの実現に向けた意識変革・行動変容を実現します。

エ 研究開発における評価の充実

研究開発における評価においては、PDCAサイクルを確立し、政策、施策等の達成目標、計画、実施体制等を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、研究開発の進捗状況や研究成果がどれだけ政策・施策に反映されたかについて、事前、中間、事後そして追跡評価等の適切な組合せを通じて適時、適切にフォローアップを行い、実績を踏まえた計画・政策等の見直しや資源配分、さらには新たな政策等の企画立案を行っていきます。

オ デジタル・プラットフォーム構築等によるグローバルな環境ビジネスにおける優位性の確立

データを基盤とするプラットフォームビジネスについては、データの質と量がその価値や競争優位性に直結し得ることから、環境ビジネスにおいても製造・輸送等のサプライチェーンの各段階で生まれる価値あるデータを最大限に活用するため、企業や業種の垣根を越えて国内の関係者がデータを連携し、流通させる仕組みを構築します。そして、Scope3算定ルールの共通化等に向けたモデル支援の他業界展開に加えて、事業者・投資家・金融機関のニーズ等も踏まえつつ、排出量情報プラットフォームの在り方を検討するとともに、EEGSの利用価値を向上するための方策や機能拡充等について検討を行います。

また、TNFDデータファシリティの立ち上げに向けた共同研究を進め、特に日本企業がこれを使ってTNFDの枠組みに沿った開示を通じたネイチャーポジティブ経営を進めるための試行、検証を進めるとともに、日本企業のサプライチェーンによる環境負荷の評価・開示のための技術的支援も進めます。さらに、国立環境研究所では、今後ますます加速するデータの大規模化、データ流通の活性化、データ駆動型研究の進展に伴い必要となる環境情報基盤整備を確立する。データから付加価値を創り出すための人材育成・ソフトウェア開発も行い、外部による環境研究・環境データ利用を支援・促進する。これらの取組により、環境データを学術利用に限らず、社会に幅広く流通させることで、国民の行動変容にまでつなげていきます。

カ 国際的な枠組みへの貢献・国際標準化（知的財産戦略）

我が国が強みを有する環境技術の活用・普及等のため、国際的な枠組みへの貢献や多国間・二国間協力等を通じて、環境課題に関する国際連携を推進します。

環境技術に関連する国際標準化や国際的なルール形成の推進のためには、諸外国との協調が不可欠であり、科学的知見やデータの共有や政策対話等を通じて相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行うとともに、途上国を始めとする各国の環境関連の条約の実施に貢献します。また、第六次環境基本計画や環境研究・環境技術開発の推進戦略（2024年8月環境大臣決定）、新たな国際標準戦略（2025年6月知的財産戦略本部決定予定）に基づき、環境分野の新たな国際ルールづくりを我が国が主導できるよう、関係省庁と連携しながら国際標準化を推進します。

2 官民における監視・観測等の効果的な実施

監視・観測等については、個別法等に基づき、着実な実施を図ります。また、広域的・全球的な監視・観測等については、国際的な連携を図りながら実施します。このため、監視・観測等に係る科学技術の高度化に努めるとともに、実施体制の整備を行います。また、民間における調査・測定等の適正実施、信頼性向上のため、情報提供の充実や技術士（環境部門等）等の資格制度の活用等を進めます。

3 技術開発などに際しての環境配慮等

新しい技術の開発や利用に伴う環境への影響のおそれが予見される場合には、環境に及ぼす影響について、技術開発の段階から十分検討し、未然防止の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を

実施します。また、科学的知見の充実に伴って、環境に対する新たなリスクが明らかになった場合には、科学的根拠が不十分または不確実な場合においても、その時点で利用可能な最良の科学的知見に基づいて、未然防止原則や予防的取組の観点から必要な配慮がなされるよう、適切な施策を実施します。

第4節 国際的取組に係る施策

1 地球環境保全等に関する国際協力の推進

(1) 質の高い環境インフラの普及

「インフラシステム海外展開戦略2030」に基づき、質の高い環境インフラの海外展開を進め、グローバルサウス諸国の環境改善及び気候変動対策を促進するとともに、我が国の経済成長にも貢献します。「環境インフラ海外展開基本戦略」の改定にも取り組みます。

また、環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）を活用し、環境インフラのトータルソリューションを官民連携で海外に提供するとともに、脱炭素社会実現のための都市間連携に係る取組や二国間クレジット制度（JCM）を通じて、環境インフラの海外展開を一層強力に促進します。

さらに、海外での案件においても適切な環境配慮がなされるよう、我が国の環境影響評価に関する知見を活かした諸外国への協力支援によって、環境問題が改善に向かうよう努めます。

(2) 地域／国際機関との連携・協力

相手国・組織に応じた戦略的な連携や協力を行います。具体的には、各国と政策対話等を通じた連携・協力を深化させるとともに、G7、G20、ASEAN、太平洋島嶼国、中央アジア、南アジア、アフリカ諸国等の気候変動・環境対策の各分野及びその統合的な実施において我が国からの貢献を行い、これらの国々、地域とのパートナーシップ強化にもつなげます。

さらに、日ASEAN友好協力50周年を契機として発足した「日ASEAN気候環境戦略プログラム（SPACE）」を始め、日中韓、ASEAN、東アジア首脳会議（EAS）等の地域間枠組に基づく環境大臣会合に積極的に貢献するとともに、国連環境計画（UNEP）、経済協力開発機構（OECD）、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）、生物多様性条約（CBD）、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）、アジア開発銀行（ADB）、東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）、国際連合経済社会局（UNDESA）、アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）等の国際機関等との連携を進めます。

(3) 多国間資金や民間資金の積極的活用

多国間資金については、特に、緑の気候基金（GCF）及び地球環境ファシリティ（GEF）に対する貢献を行うほか、JCMプロジェクト形成のためのADBや欧州復興開発銀行（EBRD）、国連工業開発機関（UNIDO）に対する拠出金を活用して、優れた脱炭素技術の普及支援を行います。また、民間資金の動員を拡大するため、国際開発金融機関等との連携強化や企業の透明性の向上など環境インフラやプロジェクトの投資促進に向けた取組を支援します。

(4) 国際的な各主体間のネットワークの充実・強化

ア 自治体間の連携

我が国の自治体が国際的に行う自治体間連携の取組を支援し、自治体間の相互学習を通じた能力開発を促します。また、日本の自治体が有する経験・ノウハウを活用し、都市レベルでの脱炭素社会の構築に向けた制度構築支援や、二国間クレジット制度（JCM）による排出削減プロジェクトにつながる取組を支援します。

イ 市民レベルでの連携

持続可能な社会を形成していくためには、国や企業だけではなくNGO・NPOを含む市民社会とのパートナーシップの構築が重要です。このため、市民社会が有する情報・知見を共有し発信するような取組や、NGO・NPO等の実施する環境保全活動に対する支援を引き続き実施します。

(5) 国際的な枠組みにおける主導的役割

JCMを含め、パリ協定第6条に沿った市場メカニズムによる「質の高い炭素市場」を構築するため、「パリ協定6条実施パートナーシップ」を通じ、パリ協定第6条を実施するための各国の理解や体制の構築を促進するとともに、COP29での議論を踏まえて、世界の温室効果ガス排出の更なる削減に貢献します。

G20大阪サミットでの「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の共有、G7広島サミットでの2040年までに追加的なプラスチック汚染をゼロにする野心の合意を主導した我が国として、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等の国際交渉において主導的な役割を果たしていきます。

このほか、有効性評価等、水銀に関する水俣条約の実施を水銀対策先進国として積極的にリードし、我が国が持つ技術や知見を活用しつつ国際機関とも連携して、途上国を始めとする各国の条約実施に貢献するとともに、「化学物質・廃棄物の適正管理と汚染防止に関する科学・政策パネル」の設立交渉において、合意形成への貢献を行います。

第5節 地域づくり・人づくりの推進

1 環境を軸とした地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏構築の展開

自立・分散型社会の実現のためには、地域が主体性を発揮して、自らの強みである自然資本を活かし、魅力ある地域づくりを進めること、すなわち地域循環共生圏の創造が重要です。その際、地域づくりを地域で担う人材の育成も必要不可欠であり、地域づくりと人づくりは両輪で取り組んでいく必要があります。

このため、自立した地域として、他の地域とネットワークを構築して支えあう地域プラットフォームづくりに向けて、地域プラットフォームの運営主体の育成や、そのための中間支援体制の構築を行うとともに、様々な地域のネットワーク構築を促進するための取組も行います。

また、地域循環共生圏が創造されることで、地域の環境・経済・社会にもたらすインパクトを測定・発信するとともに、各地における優れた取組を表彰・発信することで、より多くの地域が地域循環共生圏創造に取り組むよう働きかけていきます。その際、特に地域の経済循環構造を把握することが重要となるため、そのためのツールの運営・更新を行います。

さらに、環境政策の推進を背景として地域の経済社会構造が大きく変化する地域を対象に、地域循環共生圏の考え方にに基づき、その変化に伴う負の影響を最小限とし、環境を軸とした新規産業の創出等を通じて持続可能な社会に移行していくための地域の主体的な取組を支援します。

(2) 地域脱炭素の加速化

地域脱炭素に向けた「先行地域づくり」として、地球温暖化対策計画に基づき、2050年ネット・ゼロの実現に向けて、2025年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定し、各府省の支援策も活用しながら、2030年度までに民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化

炭素排出実質ゼロ又はマイナスを実現するとともに、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の実現の姿を示します。さらに、「デコ活」や市民参加型の政策形成支援等により、脱炭素先行地域を含む地域全体の住民・企業との取組の連携を促進します。

また、地域脱炭素の加速化に向けた「重点対策加速化事業」として、政府による財政・技術・情報支援を通じて、地方公共団体は、公営企業を含む全ての事務及び事業について、地域脱炭素の基盤となる重点対策（地域共生・裨益型の再生可能エネルギー導入、公共施設等のZEB化、公用車における電動車の導入等）を率先して実施するとともに、企業・住民が主体となった資源循環の高度化を通じた循環経済への移行、コンパクト・プラス・ネットワークの取組、「みどりの食料システム戦略」に基づく食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立等の取組を更に加速します。

こうした脱炭素先行地域等の先行する取組の全国展開に当たっては、都道府県、地域金融機関、地域エネルギー会社、株式会社脱炭素化支援機構等と連携し、得られた成果の横展開を図ります。とりわけ、都道府県については、関係部局が連携し、政府による財政支援や地方財政措置も活用しながら、公営企業を含む都道府県による再エネ導入、地域の中核企業の脱炭素化支援、都市計画・交通分野の脱炭素化等を加速することが期待されます。

さらに、地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルや地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）の活用による計画策定及び再エネ設備等の整備を推進するなど、地方公共団体の事務・事業の脱炭素化の取組が効果的に進むよう支援します。また、今後ますます激甚化が予想される災害やこれによる停電の発生も念頭に置きながら、地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業等により、地域防災計画に災害時の避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設に、平時の温室効果ガス排出削減に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。加えて、地方公共団体において地域脱炭素の実現を担う中核人材を育成するための研修や企業とのネットワーキング等について、関係機関や専門家、企業等と連携しつつ、より実践的な内容となるよう充実させつつ実施します。

地域に貢献する脱炭素事業の構築に向けては、事業可能性調査を含む地域脱炭素の計画づくり支援や、衛星情報など最新のデジタル技術も活用したREPOSとEADASの拡充・連携強化、自治体排出量カルテ・地域経済循環分析等の情報ツールの整備・拡充を行うなど、事業の構築を情報・技術面から支援します。

こうした脱炭素による持続可能な地域づくりを支えるため、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画制度の下で地方公共団体が段階的に取組を強化するとともに、2024年6月に成立し2025年4月に施行された改正法も踏まえつつ、国は今後も、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入計画策定とともに促進事業形成に向けた事業者の支援を行い、地域共生型再エネ導入を推進していきます。

2 多様な主体の参加による国土管理の推進

（1）多様な主体による国土の管理と継承の考え方にに基づく取組

国土形成計画その他の国土計画に関する法律に基づく計画を踏まえ、持続可能で自然と共生した国土管理に向けて、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような施策を進めていきます。例えば、生物多様性の保全や回復のための民間活動の促進、森林、農地、都市の緑地・水辺、河川、海等を有機的につなぐ広域的な生態系ネットワークの形成、森林の適切な整備・保全、集約型都市構造の実現、環境的に持続可能な交通システムの構築、生活排水処理施設や廃棄物処理施設を始めとする環境保全のためのインフラの維持・管理の促進、脱炭素化に向けた対応及び気候変動適応等に取り組めます。

特に、管理の担い手不足が懸念される農山漁村においては、持続的な農林水産業等の確立に向け、鳥

獣被害対策、農地・森林・漁場の適切な整備・保全を図りつつ、経営規模の拡大や効率的な生産・加工・流通体制の整備、多様な地域資源を活用して付加価値を創出する「地域資源活用価値創出（旧農山漁村発イノベーション）」の取組、人材育成等の必要な環境整備、環境保全型農業の取組等を進めるとともに、森林、農地等における土地所有者等、NPO、事業者、コミュニティ等多様な主体に対して、環境負荷を減らすのみならず、生物多様性等も保全されるような国土管理への参画を促します。

ア 多様な主体による森林整備の促進

国、地方公共団体、森林所有者等の役割を明確化しつつ、地域が主導的役割を発揮でき、現場で使いやすく実効性の高い森林計画制度の定着を図り、適切な森林施業を確保します。なお、自然的・社会的条件が悪く林業に適さない場所に位置する森林については、公的主体による森林整備を推進します。さらに、多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業等と森林をつなぐ手法の整理や人材育成を推進します。

イ 環境保全型農業の推進

環境保全型農業を推進するため、土づくりや化学的に合成された肥料及び農薬の使用低減に資する技術、効率的、効果的な施肥や防除方法を普及するなどの取組を進めます。

(2) 国土管理の理念を浸透させるための意識啓発と参画の促進

国民全体が国土管理について自発的に考え、実践する社会を構築するため、持続可能な開発のための教育（ESD）の理念に基づいた環境教育等の教育を促進し、国民、事業者、NPO、民間団体等における持続可能な社会づくりに向けた教育と実践の機会を充実させます。

また、地域住民（団塊の世代や若者を含む）やNPO、企業など多様な主体による国土管理への参画促進のため、市町村管理構想・地域管理構想の全国展開等による、「国土の国民的経営」の考え方の普及、地域活動の体験機会の提供のみならず、多様な主体間の情報共有のための環境整備、各主体の活動を支援する中間組織の育成など、環境の整備等を行います。

ア 森林づくり等への参画の促進

森林づくり活動のフィールドや技術等の提供等を通じて多様な主体による国民参加の森林づくりを促進するとともに、森林空間を活用して健康・観光・教育など多様な分野で体験プログラムを提供する「森林サービス産業」の創出・推進、地域の森林資源の活用や森林の適切な整備・保全につながる「木づかい運動」等を推進します。

イ 公園緑地等における意識啓発

公園緑地等において緑地の保全及び緑化に関する普及啓発の取組を展開します。

3 持続可能な地域づくりのための地域資源の活用と地域間の交流等の促進

(1) 地域資源の活用と環境負荷の少ない社会資本の整備・維持管理

地方公共団体、事業者や地域住民が連携・協働して、地域の特性を的確に把握し、それを踏まえながら、地域に存在する資源を持続的に保全、活用する取組を促進します。また、こうした取組を通じ、地域のグリーン・イノベーションを加速化し、環境の保全管理による新たな産業の創出や都市の再生、地域の活性化も進めます。

ア 地域資源の保全・活用と地域間の交流等の促進

社会活動の基盤であるエネルギーの確保については、東日本大震災を経て自立・分散型エネルギーシ

システムの有効性が認識されたことを踏まえ、モデル事業の実施等を通じて、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、資源の循環利用を進めます。なお、これらの再生可能エネルギーの導入に当たっては、景観や生態系、温泉等の自然資本への影響を回避・低減した上で、地域における円滑な合意形成が必要となるため、科学的データの収集・調査等を通じた地域共生型の資源・エネルギーの活用を推進します。

都市基盤や交通ネットワーク、住宅を含む社会資本のストックについては、高い環境性能等を備えた良質なストックの形成を図るとともに、長期にわたって活用できるよう適切な維持・更新を推進します。緑地の保全及び緑化の推進について、国が定める「緑の基本方針」や地方公共団体が定める「緑の広域計画」、「緑の基本計画」等に基づく地域の各主体の取組を支援していきます。

また、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能を損なわないような適切な土地・資源利用を確保しながら地域活性化につながる再生可能エネルギーの導入を推進するほか、持続可能な森林経営、木質バイオマス等の森林資源の多様な利活用、農業者や地域住民が共同で農地・農業用水等の資源の保全管理を行う取組を支援します。

さらに、地域の文化・歴史や森林、景観など農林水産物以外の多様な地域資源も活用し、農林漁業者はもちろん、地元の企業等も含めた多様な主体の参画によって付加価値の創出を図る農山漁村発イノベーションやエコツーリズム等、地域の文化、自然とふれあい、保全・活用する機会を増やすための取組を進めるとともに、都市と農山漁村等、地域間での交流や広域的なネットワークづくりも促進していきます。

イ 地域資源の保全・活用の促進のための基盤整備

これらの施策を推進するため、情報提供、制度整備、人材育成等の基盤整備にも取り組んでいきます。情報提供に関しては、多様な受け手のニーズに応じた技術情報、先進事例情報、地域情報等を分析・提供し、他省庁とも連携し、取組の展開を図ります。制度整備に関しては、地域の計画策定促進のための基盤整備により、地域内の各主体に期待される役割の明確化、主体間の連携強化を推進するとともに、持続可能な地域づくりへの取組に伴って発生する制度的な課題の解決を図ります。また、地域の脱炭素化事業への投融資を促進するため、株式会社脱炭素化支援機構によるリスクマネーの供給を通じて民間投資の拡大を図るとともに、グリーンボンド等を活用した資金調達・投資の促進等を引き続き行っていきます。人材育成に関しては、学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を通じて、持続可能な地域づくりに対する地域社会の意識の向上を図ります。また、NPO等の組織基盤の強化を図るとともに、地域づくりの政策立案の場への地域の専門家の登用、NPO等の参画促進、地域の大学など研究機関との連携強化等により、実行力ある担い手の確保を促進します。

ウ 森林資源の活用と人材育成

中大規模建築物等の木造化、住宅や公共建築物等への地域材の利活用、木質バイオマスの活用等による環境負荷の少ないまちづくりを推進します。また、地域の森林・林業を牽引する森林総合監理士、持続的な経営プランを立て、循環型林業を目指し実践する森林経営プランナー、施業集約化に向けた合意形成を図る森林施業プランナー、伐採や再造林、路網作設等を適切に行える現場技能者を育成します。

エ 災害に強い森林づくりの推進

豪雨や地震等により被災した荒廃山地の復旧・予防対策や海岸防災林等の整備強化による津波・風害の防備など、災害に強い森林づくりの推進により、地域の自然環境等を活用した生活環境の保全や社会資本の維持に貢献します。

オ 景観保全

景観に関する規制誘導策等の各種制度の連携・活用や、各種の施設整備の機会等の活用により、各地

域の特性に応じ、自然環境との調和に配慮した良好な景観の保全や、個性豊かな景観形成を推進します。

カ 歴史的環境の保全・活用

古都保存、史跡名勝天然記念物、重要文化的景観、風致地区、歴史的風致維持向上計画等の各種制度を活用し、歴史的なまちなみや自然環境と一体をなしている歴史的環境の保全・活用を図ります。

(2) 地方環境事務所における取組

地域の行政・専門家・住民や各省庁の地方支分部局等と協働しながら、地域における脱炭素の取組支援、資源循環政策の推進、気候変動適応等の環境対策、生物多様性の保全、国立公園の保護と利用の推進、自然環境保全のための施設整備、希少種・野生鳥獣・外来種等の野生生物の保護管理、また東日本大震災からの被災地の復興・再生について、地域の実情に応じた環境保全施策の展開に努めます。

4 環境教育・ESD 及び協働取組の推進

(1) あらゆる年齢階層に対するあらゆる場・機会を通じた環境教育及びESDの推進

持続可能な社会づくりの担い手育成は、全ての大人や子供に対して、あらゆる場において、個人の変容と社会や組織の変革を連動的に支援することを目的に推進することが重要です。このため、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）及び同法により国が定める基本方針（2024年5月変更閣議決定）のほか、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画（第2期ESD国内実施計画）」（2021年5月決定）等を踏まえ、環境教育及びESDを推進します。

学校においては、学習指導要領等に基づき、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力等を育成するため、環境教育等の取組を推進します。また、ユネスコスクールによるネットワークを活用した交流等の促進や、学校施設が環境教育の教材としても活用されるよう、環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備を推進します。さらに、学校全体として、発達段階に応じて教科等横断的な実践が可能となるよう、関係省庁が連携して、教員等に対する研修や教材等の提供等に取り組みます。加えて、家庭、地域、職場等においては、関係府省が連携して、自然体験活動その他の多様な体験活動への参加の機会の拡充を図ります。

環境教育の推進に当たっては、体験活動を通じた学びに加え、ICTの活用、多様な主体同士の対話や協働を通じた学びの充実を図ります。また、「体験の機会の場」等を通じた質の高い環境学習拠点の充実や幅広い場での環境教育の推進を図るほか、表彰制度や研修の機会の提供等を通じて自発的な取組を促進していくとともに、ウェブサイト等により優良事例を積極的に発信します。

また、これらの取組を推進するために、ESD活動支援センター等の中間支援機能の充実を図り、その活用を促進します。

このほか、国連大学が実施する世界各地でのESDの地域拠点（RCE）の認定、アジア太平洋地域における高等教育機関のネットワーク（ProSPER.Net）構築、また、国連大学大学院学位プログラム「パリ協定専攻」におけるカリキュラムの開発・実施への支援を通して、引き続き、ESDの提唱国として、持続可能な社会の創り手を育成するESDを推進していきます。

(2) 持続可能な地域づくりに向けた対話を通じた協働取組の推進

多様な主体の参加によるパートナーシップを前提とした効果的な協働取組を通じて主体同士が学び合うことにより、地域コミュニティの対応力や課題解決力を高めていくことが可能です。すなわち、パートナーシップの充実・強化は、人づくり、地域づくりにも資するものであり、持続可能な地域づくりのためには、住民、民間団体、事業者、行政等による対話を通じた協働取組が重要です。

このため、地球環境パートナーシッププラザや地方環境パートナーシップオフィスを拠点とし、先進事例の紹介や各主体間の連携促進のための意見交換会の開催のほか、民間団体等の政策形成機能の強化や、自立した地域づくりへの伴走支援等に努め、世代や立場、分野を超えた環境教育や協働取組の促進を行います。また、これらの組織で培った中間支援機能に関する豊富な知見や経験を、地域等で中間支援組織となり得る様々な組織・団体に共有することを促すことにより、地域等の特性に合った協働取組を通じた地域づくり、人づくりを促進します。

第6節 環境情報の整備と提供・広報の充実

1 EBPM推進のための環境情報の整備

政府（国、地方公共団体等）、市場（企業等）、国民（市民社会、地域コミュニティを含む。）の共進化には、環境情報の充実、公開が基盤となります。このため、企業の経営や活動に関する環境情報（例：気候変動や自然関連の財務情報、サプライチェーン全体でのGHG排出量）や、地域計画・国土利用に関する環境情報（例：再生可能エネルギー導入ポテンシャル・生態系情報）等について、見える化し、各主体が利用可能な形に整備します。また、これらの環境情報に加え、環境関連の統計情報については、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（2017年5月統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2023年3月閣議決定）等に基づき、客観的な証拠に基づく政策の立案（EBPM）に資するよう、環境行政の政策立案に必要な統計データ等の着実な整備を進めるとともに、統計ユーザー等にとってアクセスしやすく、利便性の高いものとなるよう、ユーザー視点に立った統計データの改善・充実を進めます。

2 利用者ニーズに応じた情報の提供

国、地方公共団体、事業者等が保有する官民データの相互の利活用を促進するため、「オープンデータ基本指針」（2017年5月高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定 2024年7月改正）等に基づき、環境情報に関するオープンデータの取組を強化します。また、各主体のパートナーシップを充実・強化し、市民の環境政策への参画や持続可能なライフスタイルへの転換等を促進するため、情報の信頼性や正確性を確保しつつ、SNSやAI等のデジタル技術を活用しながら、いつでも、どこでも、分かりやすい形で環境情報を入手できるよう、利用者のニーズに応じて適時に利用できる情報の提供を進めます。加えて、「デコ活」による脱炭素型の製品・サービスに関する情報提供等を通じ、消費者の行動変容を促します。

3 利用可能な最良の客観的な証拠に基づく政策立案の実施

政策立案の根拠としては、ランダム化比較試験等の頑健な効果検証の手法により得られた、因果関係の確からしい科学的知見等の客観的な証拠を参照することが望まれます。上記の環境情報の整備や提供に当たっては、証拠としての質（エビデンスレベル）に留意することとします。一方で、常に質の高い証拠が得られるとは限らないため、そのような場合においては、根拠が得られた諸条件や内的及び外的妥当性等に留意しつつ、その時点で得られる最良の客観的な証拠（Best Available Evidence）を踏まえるとともに、「予防的な取組方法」の考え方に基づいて政策を立案します。

第7節 環境影響評価

1 環境影響評価制度の在り方に関する検討

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（再エネ海域利用法）（平成30年法律第89号）に基づき実施される洋上風力発電事業に係るより適正な環境配慮の確保を可能とするため、2025年3月に第217回国会に提出された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を踏まえ、新制度に関する具体的な運用等の検討を進めます。

また、陸上風力発電を含む、工作物の建替事業に係る配慮書手続の見直しや、環境影響評価図書の制度的な継続公開の実現に向け、2025年3月に第217回国会に提出された「環境影響評価法の一部を改正する法律案」を踏まえ、具体的な運用等の検討を進めます。

2 質の高い適切な環境影響評価制度の施行に資する取組の展開

環境影響評価法（平成9年法律第81号）に基づき、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について適切な審査の実施を通じた環境保全上の配慮の徹底を図ります。また、地方公共団体の環境影響評価条例と連携することで、環境影響評価法の適正な施行を行います。さらに、環境影響評価の実効性を確保するため、報告書手続等を活用し、環境大臣意見を述べた事業等について適切なフォローアップを行います。

環境影響評価の信頼性の確保や質の向上に資することを目的として、引き続き、調査・予測等に係る技術手法の情報収集・普及や必要な人材育成に取り組むとともに、国・地方公共団体等の環境影響評価事例や制度等の情報収集・提供を行います。また、「環境アセスメントデータベース“EADAS（イーダス）”」を通じた地域の環境情報の提供等に取り組みます。

第8節 環境保健対策

1 リスクコミュニケーションを通じた放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策

原子力災害に起因した放射線に関する健康管理・健康上の不安のケアについては、被ばく線量の把握・評価、放射線の健康影響調査研究、福島県の県民健康調査とその対象者の支援及び放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターによる支援等の取組を継続して実施するとともに、放射線の健康影響に関する誤解から生じる差別をなくすための情報発信を積極的に行います。特に、特定復興再生拠点区域の避難指示解除により帰還者等が増加する中、帰還者等が地域で主体的に行う取組との連携を進め、対話を通じて得られる参加者の意見を今後の放射線健康不安対策に活かす取組を進めます。

2 健康被害の補償・救済及び予防

(1) 被害者の補償・救済

ア 公害健康被害補償

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）に基づき、汚染者負担の原則を踏ま

えつつ、認定患者に対する補償給付や公害保健福祉事業を安定的に行い、その迅速かつ公正な救済を図ります。

イ 水俣病対策の推進

水俣病対策については、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法（平成21年法律第81号）等を踏まえ、全ての被害者の方々や地域の方々が安心して暮らしていけるよう、関係地方公共団体等と協力して、補償や医療・福祉対策、地域の再生・融和等を進めていきます。

ウ 石綿健康被害の救済

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）に基づき、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図ります。また、2023年6月に取りまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の報告書を踏まえ、石綿健康被害救済制度の運用に必要な調査や更なる制度周知等の措置を講じていきます。

(2) 被害等の予防

大気汚染による健康被害の未然防止を図るため、環境保健サーベイランス調査を実施します。また、独立行政法人環境再生保全機構に設けられた基金により、調査研究等の公害健康被害予防事業を実施します。

環境を経由した健康影響を防止・軽減するため、花粉症、熱中症、黄砂、電磁界、紫外線等について、予防方法等の情報提供及び普及啓発を実施します。

熱中症対策については、「熱中症環境保健マニュアル」等、熱中症対策に関する各種ガイドライン、普及啓発資料の作成・周知、熱中症予防情報サイト等による各種情報発信を通じて、地方公共団体、事業者、国民の熱中症予防行動の促進・強化に取り組みます。

花粉症については、2023年5月の花粉症に関する関係閣僚会議で決定された「花粉症対策の全体像」に基づき、政府一体で取組を進めます。

第9節 公害紛争処理等及び環境犯罪対策

1 公害紛争処理等

(1) 公害紛争処理

近年の公害紛争の多様化・増加に鑑み、公害に係る紛争の一層の迅速かつ適正な解決に努めるため、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づき、あっせん、調停、仲裁及び裁定を適切に実施します。

(2) 公害苦情処理

住民の生活環境を保全し、将来の公害紛争を未然に防止するため、公害紛争処理法に基づく地方公共団体の公害苦情処理が適切に運営されるよう、適切な処理のための指導や情報提供を行います。

2 環境犯罪対策

産業廃棄物の不法投棄を始めとする環境犯罪に対する適切な取締りに努めるとともに、社会情勢の変化に応じて法令の見直しを図るほか、環境犯罪を事前に抑止するための施策を推進します。